

## 船舶事故調査報告書

令和4年4月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月2日 13時35分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島南西方沖（友ヶ島水道中ノ瀬戸） 地ノ島灯台から真方位250° 1.35海里（M）付近 （概位 北緯34° 17.4′ 東経135° 02.0′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>エヌディーケー</sup> NDKは漂泊中、遊漁船第三山岡丸 <sup>やまおか</sup> は北西進中、両船が衝突した。 NDKは、同乗者1人が負傷し、キャビン右舷船尾部外板の破口等を生じ、第三山岡丸は、左舷船首部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年10月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート NDK、6.6トン 250-58828大阪、神奈川トヨタ商事株式会社 8.59m（Lr）×3.08m×1.90m、軽合金 ディーゼル機関2基、347.20kW（合計）、平成29年11月 B 遊漁船 第三山岡丸、4.99トン 281-14476大阪、個人所有 9.60m（Lr）×2.68m×0.80m、FRP ディーゼル機関、209.60kW、昭和56年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 55歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成29年3月16日 免許証交付日 令和31年2月27日 （令和6年2月26日まで有効） B 船長B 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月18日 免許証交付日 令和元年9月26日 （令和6年10月17日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（同乗者）

	B なし
損傷	A キャビン右舷船尾部外板に破口、右舷船尾部外板に亀裂 B 左舷船首部外板に破口、左舷船首部手すりに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 潮流 北西流への転流前の微弱な南東流、本事故発生場所西方沖2.52Mにおける転流時刻 12時55分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、同乗者に釣りを行わせる目的で、令和3年10月2日06時00分ごろ大阪府泉佐野市所在のマリーナを出航し、兵庫県洲本市洲本港東方沖及び和歌山市沖ノ島西方沖の釣り場で釣りをを行った後、12時55分ごろ地ノ島南西方沖の釣り場に到着した。</p> <p>船長Aは、キャビンの屋根上に設けられた操縦席で椅子に腰を掛けて操船に当たり、同乗者3人に後部甲板で流し釣りを行わせることとし、船首を北西方に向けて機関を中立とし、船首方向を自動的に保持する機能を使用し、13時00分ごろ船首を北西方に向けて漂泊を開始した。（写真1～写真3参照）</p>
	<div data-bbox="603 981 1406 1438" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <div data-bbox="215 1545 775 1964" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真2 船長Aの操船姿勢(再現)</p> <div data-bbox="836 1545 1406 1964" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真3 後部甲板における同乗者の位置</p>

船長Aは、船首方200m付近に漂泊している2隻の小型船を認め、まもなく潮流が転流して北西流に変わる時間帯であったので、本船が潮流によって北西方に流され始めた時に、他船に近づかないように操船しようと思い、船首方の2隻の小型船の見張りを行っていた。

A船は、微弱な南東流により南東方に向けて流されながら漂泊中、船長Aが、同乗者の「危ない、危ない」という声を聞いて船尾方を見たところ、船尾方30m付近にB船が接近してくるのを認めたものの、何もできないまま、13時35分ごろA船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。(写真4参照)



写真4 A船のGPSプロッターの航跡

付近を航行していた遊漁船の船長は、本事故の発生を知り、118番通報を行った。

船長Aは、同乗者の負傷の有無及び船体の損傷状況を確認し、現場に到着した巡視艇に伴走されて、自力航行で和歌山市加太港に入港した。

A船は、同乗者1人が、衝突の衝撃により右手を船体に打ちつけ、右手中指に打撲を負った。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、05時00分ごろ泉佐野市佐野漁港を出航し、佐野漁港西方沖、沖ノ島北方沖及び沖ノ島南方沖の釣り場で遊漁を行った後、13時00分ごろ和歌山市田倉崎南西方沖の釣り場に到着した。

船長Bは、釣り客に遊漁を行わせたものの、釣果がなかったので釣り場を変えることとし、釣り客4人を前部甲板に、釣り客5人を後部甲板にそれぞれ座らせて、13時20分ごろ地ノ島南西方沖の釣り場に向けて田倉崎南西方沖の釣り場を出発した。

船長Bは、0.5Mレンジとしたレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、操舵室内で舵輪の後方に立って操船に当たり、主に目視で見張りをを行いながら約10ノットの対地速力で、手動操舵により北西進していたところ、目的の釣り場付近にA船を含む数

隻の小型船が漂流しているのを認めた。(写真5及び写真6参照)



写真5 B船



写真6 船長Bの操船姿勢(再現)

船長Bは、13時34分ごろ船首方300m付近に漂流しているA船を認め、A船の位置が正船首やや右舷寄りであったので、同じ針路のままにA船を右舷方に見て通過できると思い、また、釣り場が近くなってきたので、魚が多くいる場所で停船する目的で操舵室内左舷側に設置された魚群探知機に映る魚影を見始めた。(写真7及び写真8参照)



写真7 船長Bが魚群探知機を見ていた姿勢(再現)



写真8 操舵室

船長Bは、魚群探知機を見ながら同じ針路及び速力で航行を続け、ふと魚群探知機から目を離して前方を見たところ、船首至近にA船の船体後部を認め、右舵を取ったものの、両船が衝突した。

船長Bは、釣り客の負傷の有無及び船体の損傷状況を確認し、現場に到着した巡視艇に伴走されて、自力航行で加太港に入港した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

#### その他の事項

船長Aは、漂流を開始した際、船首方の2隻以外に他船を認めず、後方にも他船がいなかったため、船首方だけを見ていた。

A船の操縦席は、両舷にハンドレール、船尾方にGPSアンテナ等がそれぞれ設置されていたものの、全周に渡って死角はなく、また、

汽笛を備えていた。(写真9及び写真10参照)



写真9 A船の操縦席



写真10 A船の後方の見通し状況

船長Bは、正船首やや右舷寄りに漂泊しているA船を認めた際、同じ針路のままでA船を右舷方に見て通過できると思って魚群探知機を見ていたが、魚群探知機を見ている間に舵輪が少し右に回ったか潮流によって針路が右に振れ、B船がA船に接近したのかもしれないと本事故後に思った。

#### 分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、地ノ島南西方沖において船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、船首方200m付近に漂泊している2隻の小型船に近づかないように操船しようと思い、小型船の見張りに集中して漂泊を続けたことから、後方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、船首方で漂泊している2隻の小型船を認めた際、まもなく潮流が転流して北西流に変わる時間帯であったことから、A船が潮流によって北西方に流され始めた時に、小型船に近づかないように操船しようと思っていたものと考えられる。

B船は、地ノ島南西方沖を北西進中、船長Bが、同じ針路のままで前路で漂泊していたA船を右舷方に見て通過できると思い、魚群探知機を見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船との接近に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、A船を前路に認めた際、A船の位置が正船首やや右舷寄りであったことから、同じ針路のままでA船を右舷方に見て通過できると思ったものと考えられる。

B船は、船長Bが魚群探知機を見ている間に、舵輪が少し右に回ったか潮流によって針路が右に振れ、A船に接近した可能性があると考えられる。

	<p>船長Bは、釣り場が近くなってきたことから、魚が多くいる場所で停船する目的で魚群探知機に映る魚影を見ることに集中していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、地ノ島南西方沖において、A船が船首を北西方に向けて漂流中、B船が北西進中、船長Aが、船首方200m付近に漂流している2隻の小型船に近づかないように操船しようと思ひ、小型船の見張りに集中して漂流を続け、また、船長Bが、同じ針路のままてA船を右舷方に見て通過できると思ひ、魚群探知機を見ることに集中して同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、漂流中、一定の方向のみに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行中、他船を近くに認めた場合、目を離すことなく継続した見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

